

～ 40歳以上65歳未満の組合員のみなさまへ～

## 平成24年4月分から介護納付金の掛金率が変わります

医療保険者である共済組合は、介護保険に要する費用として、40歳から64歳までの組合員のみなさまからの掛金と道府県からの負担金を収納し、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付します。この介護納付金は同基金を通じて全国の市町村に交付され、介護保険のサービス費用に充てられます。

平成24年度の介護納付金の算定結果に基づき、平成24年4月分からの掛金率につきましては、右表のとおりとなります。

### 平成24年4月分からの掛金率

[単位：% (千分率)]

組合員の種別	掛金率	
	給料	期末手当等
一般組合員	6.56	5.25
知事組合員	5.25	5.25
一般組合員（特別職等）	5.25	5.25
船員一般組合員	6.56	5.25
任意継続組合員	13.12	—